

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年8月27日

香川県監査委員	木下典幸
同	大西均
同	五所野尾恭一
同	都築信行

- 1 監査対象部局 議会事務局
- 2 監査対象年度 令和2年度
- 3 監査の実施内容 香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

監査対象機関	監査年月日
議会事務局	令和3年7月26日

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合していることが認められた。

また、予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。軽微な事項については、口頭により指導を行った。